

保護されるのか、そういうふうな疑問も出て来るわけでございます。たとえば、イギリス人の著作権、いわゆる連合国民の著作権であつたものが、非連合国民、いわゆるスイスの国民あるいは国へ移つたときに、そういうふうにかつて連合国民の著作権であつたものも保護するのか、こういうふうな疑問が十五條の(イ)に含まれておるのでございます。しかし、その非連合国民に移した著作権は保護しない、平和條約発効のときに連合国民の手にあつたものを保護する、こういうふうな解釈を規定したので、この第六條の趣旨でございます。

○浦口委員 私、第六條が、どうしてはつきりわからないのですが……

○柴田説明員 それでは、もう一度敷衍して申し上げます。たとえば、戦争前にイギリス人が著作権を持つておるといふことです。それがずつと戦争中も續いていた。ところが、戦争中にそれをスイス人の手に移してしまつた、あるいは譲渡してしまつたという場合がございまして、そういうふうな著作権は保護する必要がない、この解釈したわけでございます。

○浦口委員 私は、むしろ第六條よりも、そういう意味を含めるならば、これは私の考えで、決定したものじやないのです。この特例に規定がないか、または定めていない事項は、すべて日本著作権法の規定による、こういうふうな條項を第一條の二項にでも入れた方が、むしろ明確でないかと思ふのですが、その点、文部省の意見を聞きたいと思ひます。

○柴田説明員 たいへんごつともな説でございますけれども、たとえばイギリス人の著作権が、著作権に関する條約や協定のない国民に移つた場合は、それでもよろしいのでございませう。しかし、連合国民でなくとも、著作権の條約があるいは協定のある国民に著作権が移つた場合、ただいまの例で申しましたスイス——これはベルヌ條約に入つておられますが、そういうふうな国民に移つた場合は、その規定ではやはり除外して行かなければならぬ、免れるというところまで行かないだろうと考へられるのであります。

○浦口委員 この法律が適用される範圍は、ベルヌ條約の中のローマ規定を遊法している国々であり、しかもそれが連合国であり、日本との平和條約を批准した国家である、それ以外の国家には、この特例法は適用されない、こういうふうな、もちろん考へていいと思うのですが、まずそれをお聞きしておきます。

○柴田説明員 お脱の通りでございます。ですから、その連合国その他の国民という範圍は、非常に狭いものでございまして、

○浦口委員 そういたしますと、中立国、あるいは日本との平和條約の未調印国との關係は、一体どういふことになるかというのを伺ひたいのです。私の考えでは、未調印国は、今後日本との間の平和條約によつて、著作権についてどういふふうな規定されるか。未知数のことであると思ひますが、少くとも中立国あるいはベルヌ條約ローマ規定の加盟国でないもの、そのした国との關係は、日本著作権法の二十八條を適用することによつて、今後實際問題を取扱つて行く、こういうふうに一応考へてみたのですが、その

点いかがですか。

○柴田説明員 著作権の條約、協定のない国、国民との關係においては、著作権法の二十八條の「但し」以下、及びベルヌ條約のローマ規定の四條及び六條が適用されて保護を受けると解釈します。

○浦口委員 それから、死後五十年の問題と非常に関連があるのですが、これは柴田課長も、四月十五日と思ひますが、参議院の委員会における答弁において、ベルヌ條約のプラツセル規定は、一九四八年七月十六日ですか、この日にできたのであつて、その当時の日本は、これに何も賛否の回答を與へる立場でなかつた。だから、これは三十年の責任を負う以外に、五十年ということは考へていないし、そういう事實はない。しかし、それは当時の占領軍の直接行政によつてやつたということ、私は、私もいろいろな意味から肯定するわけですが、ただベルヌ條約に加盟しているというところにおいて、日本は負担金を負わされてゐる。それを敗戦後の占領下の負担金も、現在まで全部さかのぼつてこれを拂ふという要求を受けて、日本がこれを拂つたというところは、一体どういふことを意味するかというのを、私はお聞きしたい。

占領下も、日本はベルヌ條約に加盟国としての負担金をずつと拂つておつたというところは、ローマ規定を日本が遵法してゐることはもちろんですが、一九四八年にできたいわゆるプラツセル規定をも、自然に日本は承諾しているという結果になるのかならないのか、その点を伺つておきたい。

○柴田説明員 事務局の維持費として、日本が負担金を拂うという、ことは、プラツセル條約の規定を受けるといふふうなことは、關係ございませう。

○浦口委員 そういたしますと、やはり日本として、プラツセル條約の規定を守るかどうかというところは、今後の外交交渉あるいは通商協定その他による交渉の結果であつて、現在はこのプラツセル規定に全然拘束される必要はないと考へてよろしうございませうか。

○柴田説明員 現在のところそう解釈しております。

○浦口委員 次に、四月十五日の参議院における参考人小島健蔵氏の参考意見の中にあるわけですが、結局一九四一年十二月七日から調和発効日まで、著作権の行使は全然不能であつた。そのために、その間の期間十一年が除算される、あるいはそれだけ平和條約発効後の著作権の中に加算されるということになるので、非常に問題があるというのを言われておるのである。しかし事實は、占領軍の直接行政によりました結果、またその裏づけとなつた文部次官通牒、あるいは局長通牒によつて、連合国並びに連合国人の一部の著作権は、この占領下において、調和発効日までの間において相当の権利が行使されてゐた。全然行使されてゐないというのではなく、一部は行使されてゐるのです。その点私は、そういうことからいって、十一年というものを全面的に除算して将来に加算するということは、非常に不合理なように考へられるわけです。占領下の直接行政とは申しましたが、いわゆる私契約においては契約書をかわして、そしてその違反の疑いのあるものにつ

いては、ロイアルティを拂つてゐるといふ事実からして、こうしたものは当然除外するべきではないかと考へるのですが、どうですか。

○柴田説明員 この戦争中の期間を除算するという意味合は、戦争中の期間、連合国及び連合国民が権利の行使ができなかつたからだといふふうな理由に立つて解釈すれば、そういう解釈ができるのは当然だと私も思ひます。そして私たちが、この法律を考へますときに、実はそれを考へたのでございまして、戦争中に権利の行使のできたものは、何も除算する必要がないのではないかと。それを何らかの特定事項として盛れないかといふことを、実は考へたのであります。しかしこの戦争中において、はたして権利の行使ができたかどうか。GHQの調査によると、契約を結んだもので、七〇%以上日本人は金を拂つていないやうです。契約だけを結んでも、実は金は拂へなかつたといふものが大部分であつたやうに、私たちは聞いております。それから、特定の著作権について期間を除算するという場合を考へても、その除算契約期間が、はたして契約を結んだ時からなくなるのか、あるいは金を受取つた時からなくなるのか。ごく少數の著作権について、そういうふうな除算期間を減らして行くという考へ方は、なかなかに困難でございまして、GHQの方の話を聞きますと、七五%も不履行のものがあるといふことで、契約を結んで、金をとらずに引揚げてしまつたわけがございまして、はたして戦争期間中に権利の行使ができたものがどれだけあるかといふことになる、なかなかに困難でございまして、し

かもそれらの考えは、除算ということ
が、戦争中に権利の行使ができなかつ
たという解釈のもとに立っているわけ
でございまして、それ以外にもまた何
らかの理由があつて除算というものが
あるのかどうか。これは平和条約を結
んだ当事者にも、またそれ以外の意味
があるものと考えまして、解釈を本特
例法に盛ることを省いたのでございま
す。

○浦口委員 この問題は、占領行政下
の日本として、当然とはいえないかも
しませんが、まあ受けなければなら
なかつた一つの不利なこととして、
われわれは一応事実を認めざるを得な
いのでありますが、それに対する次官
通牒、局長通牒の問題は、私、繰返し
て申し上げるような当時の文部省の立
場は、了解したのでありますが、この
当時の処置としてわれわれは非常に遺憾
であつたと思ひます。その結果が、私
契約上に一部の翻訳者、あるいは翻訳
著作権者その他これらの利用者が不利を
こうむつたということでありまして、
それは今後の外交交渉、通商協定その
他によつて善処していただきたいとい
うことを、当局にもお願いをしておき
ます。

そこで、次に翻訳権の問題でありま
すが、翻訳権の場合は、一九四一年十
二月七日から講和発効日までの除算期
間に、なお六箇月を加算するといふこ
とになるのですが、この六箇月という
のが、除算して加算されるということ
になると、一九四一年十二月七日以前
の六箇月にまたさかのぼるという解釈
が出て来ませんか。そうすると、私は
非常におかしいことになると思ふので

すが、その点はどういふように解釈さ
れますか。

○柴田説明員 戦争前にさかのぼつて
という意味ではございせん。ですが、
戦争期間プラス六箇月ということ
にすぎないので、たとえば、戦争の五
年前に発行されたものがあるとして、
そのあと五年ございまして、その
五年にプラス六箇月が講和発効後
に頭を出す、これだけのことでありま
す。

○浦口委員 この四條の一号と矛盾し
て来ませんか。翻訳権の除算期間につ
いて六箇月の相違があるということ
は、四條の一項と矛盾して来るように
思ひますが、矛盾しなければその理由
を承りたい。

○柴田説明員 矛盾しておりませんで
す。

○浦口委員 どういう理由で……。

○柴田説明員 四條では、すべて戦争
中の期間を加算する期間として見る、
こう言つておられます、第五條では、
その加算が、翻訳権の場合は六箇月多
く加算してもいい、こういうふうなこ
とを規定してあるのでありますから、
矛盾しないと思ひます。

○浦口委員 翻訳権について、六箇月
の加算を別に規定しているという條文
の面においては、矛盾しませんが、そ
のいわゆる連合国並びに連合国民の著
作権の特例を認めるという本質的な意
味においては、六箇月を加算したとい
ふことは、どういふ理由によつて加算し
たか。実際問題として、矛盾するよう
に考えますか。

○柴田説明員 この期間の除算につき
まして、なぜ翻訳権だけは六箇月多く
なつてゐるかということ、日本の著

作権法の第七條の二項に「前項ノ期間
内ニ」すなわち、著作権者が著作物
を發行のときから十年以内に「一著
作権者其ノ保護ヲ受ケントスル國語ノ
翻訳物」——いわゆる日本語の翻訳
物——「ヲ發行シタルトキハ其ノ國語
ノ翻訳権ハ消滅セス」となつてゐる
ところから、これが出てゐるわけでご
ざいます。いわゆる六箇月の間に連合
国人に日本で翻訳物を出す猶予を認め
よう、これが翻訳権にだけ六箇月多く
加えられてゐる理由なのでございま
す。たとえば、四月二十八日に平和
條約十五條の効力の發生した國、たと
えばイギリスとかフランスの場合を考
えてみますと、この六箇月がなければ、
四月二十八日以後、戦争が始まつ
た年のあはれ十二月の八日までござい
ますから、あとの二十四日間だけで切
てしまふものがございます。ですから
五月の早々に翻訳権が切れてしま
うものがあるわけです。そこで、それ
ではどういふふうな権利者に不利であ
る、こういうので六箇月多く見て、そ
の間に日本に翻訳物を出せる猶予をつ
けようとしたのが、六箇月だけ翻訳権
が多いわけでございます。それは、
たとえば音楽や何かと違つて、特別に
権利者の立場を保護してやらなければ
ならぬ。その六箇月加算の理由は、こ
の七條の二項によつて出て来たもので
あります。

○浦口委員 次に、権利計算の方は日
数で行つていますが、著作権法では、
あくる年の一月一日からと、こういう
ふうに年で計算になつてゐて、その点
食い違ひがあるようですが、実際問題
として、どういふふうに扱うつもりで
すか。

○柴田説明員 著作権法は翌年から起
算するということになつております。
これはいわゆる利用者の起算すること
の便利を考えたわけであると考へられ
ます。利用者が便利であるということ
でございます。このことは、あまりよ
その著作権法にはない考え方であり
まして、今度のブラッセル條約には、
このようないふことが新しく出ておるの
ではないかと思ひます。日本の方では、
特にそういうふうな利用者に便利なや
り方になつてゐるわけでありまして、た
だ連合国の特例法の場合は、いわゆる
加算期間なんでありまして、どこから
数えるというのを考えた法律ではな
いのでございまして。ですから、厳密に
何日間だけか、その戦争中が何日間あ
るか、この日によつてそれだけが加算
されるというのを特例法で言つてい
るわけでございます。どこから数え
るといふようなことではないのでござ
います。

○浦口委員 その点まだちよつと疑義
がありますが、次に進みます。
アメリカとの翻訳権の問題でありま
すが、これは従来自由契約によつて、
いわゆる無條件でアメリカの著作物に
対しては、日本は翻訳権を行使した。
ところが、これは平和條約成立とも
に、元のそういう状態に戻るのかどう
かという見通しの問題です。日本は、
とりわけ文学その他については、大体
アメリカ關係を考へても、非常に輸入
の面が多いわけですが、ほとんど片貿易
というふうな形になつて来ます。しか
も今後日米の交流、そういう面が非常
に強化されて来るというふうになりま
す、日本人のこころむる被害は、翻訳
者あるいは翻訳著作権者、出版業者は

かりでなしに、一般のわれわれの生活に
讀者に非常に大きな影響が来ると思ひ
ますので、その翻訳権に対する米國と
日本の關係は、従来通り講和発効後は
自由契約にもどるのかどうか、その見
通しをまずお尋ねします。

○柴田説明員 日米著作権關係につ
きましては、日米間の著作権の保護に關
する條約の効力は、現在停止してゐる
ものと解釈してあります。そして、
その日米間の著作権についての將來は
どうなるかということ、かつて平
和條約第十二條によるものと解釈いた
します。平和條約第十二條によりまし
と、連合国が著作権について内国民待
遇あるいは最惠國待遇を與ふるその限
度において、日本はその連合国に対し
る義務が生ずる、こういうふうになつ
ております。アメリカ大使館の顧問か
ら、四月の末だと思ひますが、日米著
作權條約を今後続ける意思はないとい
うことを申しましたが、これは平和條
約十二條を利用して、内国民待遇
の方法で行くのではないか、こういう
ふうに私たちは解釈してあります。内
国民待遇によるということは、従来の
日米著作権條約に比して、どういふ点
が不利であるかという、いわゆる翻
訳権について日本側が不利なものでご
ざいます。今までは翻訳権について
は、日米とも内国民待遇でございま
す。純粹内国民待遇をとつて来ており
ました。ただ翻訳権については、相互
に著作権者の許諾なしに自由に翻訳で
きる、こういう自由があつたのでござ
います。今後はすべてを内国民待遇
にする。そうすれば、アメリカの著作
物は、日本で發行後十年間だけは保護

してやらなければならぬ、こういうような状態になります。その平和條約十二條が適用されて来るのではない、か、こういうふうな私には解釈してあります。もしそうならば、翻訳権の点で、そういうような日本側に不利な点が出て来る。従来は日本に比して、文化輸入という立場から見れば損害して来る、こういうようなことは考えられると思います。

○浦口委員 これは講和発効後一年以内において、アメリカが従来日本との間に結ばれた著作権に対する協定を復活する、あるいは破壊するといふ申出があつて、それが日本国家との間の交渉によつて、廃止あるいは存続が決定するといふように解釈していいと思ひますが、今の御答弁ではおそれる存続がむずかしい、こういうふうに解釈されると思ひます。そこそこで何いたいの、占領下においても、日本とアメリカとの間の翻訳権については、自由契約であつたと思ひます。その点はどうか。

○柴田説明員 自由契約したものとございまして、またGHQを通じて契約したのもある、こう思つております。

○浦口委員 ところが、そのアメリカの著作権に対する日本の翻訳権も、当時のいわゆる次官通牒によつて、特別の契約書がとりかわされ、特別の責任を負わされた、こういう事実があると思ひますが、その事実があると思ひば、お伺ひしたいと思ひます。

○柴田説明員 確実な契約や何かがあつても、次官通牒によつて承認したものではなく、いわゆるGHQの直接管理によつて承認したものと解釈いたします。

○浦口委員 そういう事実があることも承知しておりますが、そういう問題でなしに、こういうことなんです。アメリカと日本との間の翻訳権は、従来は自由契約であつた。ですから、講和後一年間においてそれを廃止するとか継続する、こういう意思表示がない限りは、占領下においても、やはり従来協定に基く自由契約の事実があつたと私は思ひます。それがいわゆる直接行政によつて、そうした自由であるべき翻訳権も、五十年というふうなことで契約をさせられた、こういう事実があることは非常に不合理でないか、そういう意味です。この点いかがですか。

○柴田説明員 翻訳の自由であるアメリカの著作権も、実は契約を結び、金を拂つて翻訳した。こういうふうな管理行政につきましては、私たちは日本人として、やはり條約的に、條約上あるいは、法律上、はなはだ疑問を持つております。しかし、著作権の一つの財産と見まして、その連合国財産を管理する、こういう立場から、連合国が日本国内において自国民の財産を管理したものと、こう解釈しております。

しかし、先ほど言ひましたように、條約上あるいは法理論からいつて、自由に翻訳できたものを、GHQがそういうふうな処置をとつたことについて、は、われ／＼として、非常に不平を持つておるわけでございます。

○浦口委員 例をあげますと、御承知と思ひますが、新潮社のジイド全集なんかについては、占領下において五十年というところで契約をとりかわして、登録されておると思ひます。ところが、実際に聞きますと、翻訳権の

期間である十年は、すでに経過してゐるという見方もある。そうならば、今後自由契約で、どん／＼ジイド全集を出そうという出版業者があると、新潮社は、占領下の直接行政にある文部省の援護措置によつて五十年契約をしてゐる、そこに不利な面が出て来るわけなんです。そうしたことに對して、これは私契約だから、文部省としては責任がないといふことを、たゞ／＼言われてゐるわけですが、実際にいって、そういう私契約の問題でなく、さつき申し上げたように、平和條約十五條の根本趣旨にも非常に反したやり方ではないか、こういうふうに考へるのですが、その点いかがですか。

○柴田説明員 アンドレ・ジイドの場合、これはフランスでございますが、アメリカよりは、少しは日本の方として保護してやらなければならぬものと思ひます。しかし、いづれにしても、権利のないものと契約を結ばされた、こういうふうなことに對しては、われ／＼としてはやはり疑問を持つものであります。ただし、前回のときにも御説明申し上げましたように、権利のないものと契約を結ばされたといふことは、GHQのオールマイティをもつてしたのでございまして、文部省としては、極力それを阻止しようとしたのでございまして。しかし、実はその阻止ができなくて、GHQの注意事項として出したわけでございまして、そういうふうな私契約が残つたものは、次官通牒によるというよりも、注意事項としての次官通牒が出る前に、すでに既成事実ができておまして、そういうふうな措置によつて契約ができたものと、私たちは解釈いたしま

す。ただ、そういうふうなものにつきましては、先日も御説明申し上げましたように、翻訳懇話会等にデータを出すようにしておりますから、そういうふうなものを調べてみて、外務省と連絡をとつた上で、大使館あたりと交渉して行こうと思つております。これは理論が立つことではありますから、交渉次第によつては、よい結果が出て来るのではないかと思つております。あるいはまた、現にアメリカのものについては、具体的に交渉しているものもございまして、そういうふうな占領中に、GHQの行政によつて、條約あるいは法律以上の恩恵をこうむつた金あるいは契約、そういうものは返還をしてもよろしいというふうなものも、二、三できておりますから、今後それを続けたいと思つております。ただ、占領中のそういうふうなことにつきましては、この十五條の(イ)とは切り離して考へまして、この十五條の(ロ)にはそれを盛らなかつたわけでございまして。また経過規定として盛るもの、はなはだ困難でございまして、この十五條の(ロ)だけに限つて除算の期間を考へたわけでございます。

○浦口委員 外務当局もおいでのようにありますので、きよりの質問はなるべく先を急いで、あと問題の第四條の二項について、二伺つておきたいと思ひます。

参議院の審議の経過を見ましても、この四條二項を肯定される人の意見として、もしこれがなければ、一九四一年十二月七等から平和條約発効の日まで十一年の全期間を、これは加算しなればならぬ。そこで、その間に取得日を決したことは、一面非常に有利の

よりだが、これが非常に紛争のもとになるというように、肯定している意見を述べている。それについて、異議のあるときは国際裁判所に訴えるといふことを文部省も言われておまして、そういう道も開かれておると思ひますが、それは容易でないと思ひます。相当の費用がかかり、年月がかかる。ですから、最初の質問でも申し上げましたように、この四條二項は、一面非常に有利なように見えて、むしろ大きな紛争の原因をつくつたことになるのではないかと、こゝろ考へが私はどうしても抜けません。それで何いたいののは「取得した著作権」それから第三條にも「連合国民が取得するはずであつた著作権は、その取得するはずであつた日において有効に取得されたもの」と「取得」という言葉によつて表現されておりますが、日本の著作権法にも、またベルヌ條約にも「取得」という言葉はないと思ひます。また平和條約第十五條の(ロ)も「取得」という言葉によつて表現されておる。すなわち、生じまたは生ずべき、こゝろに表現されておる。ところが、こゝろをあらわして「取得」といふふうにつけられた言葉で表現されたのは、どういふところにならぬか、それをまず文部省にお尋ねいたします。

○柴田説明員 平和條約やベルヌ條約には、いわゆる発生となつておりますが、この場合主語が著作権になつております。ところが今度の特別法では、人が主語になつておりますから「取得」となつたわけでございます。

○浦口委員 その答弁には、ちよつと私納得行かぬのです。人が主語だから取得と言われたと思ひますが、発生

する、あるいは生ずべきというふうに表示されなかつたことによつて、こちらにとつてどうした有利な面があるか、この点、もう一度聞いておきたい。

○柴田説明員 いわゆる主語がかつたから表現がかつたのでありまして、実際は同じであります。

○浦口委員 それでは四條二項の問題の本質になるわけですが、これは結局起算日を決定したことが、非常に有利なものであつて、運営上非常にむづかしい。しかも、そうした実際問題は、この法律だけでは完全でないで、当事者が協議して、いつが起算日になるかは話し合つて決定すべきだということとを、柴田議長は言われているのです。

それ、そうすると、取得日ということ、を、こういう不明確な法律で決定しておかなくとも、それは私契約に基く協議できあつて行くべきだ。こういうことになる、法律をつくる本質からいって、翻訳権者あるいは著作権者を保護するのが法律の建前であるのに、文学上は保護されているように見えて、実際はむしろそこに紛糾のもとをつくつてゐる。これは法律としては不備きわまるものだ、こういうふうな思ひわけでありまして、しかも、ベルヌ條約の加盟国においての著作権の発生というものは、課税は専門家でそれから申し上げるまでもないですが、無方式主義であり、著作自身自身の立証方式をとる。こういうことからいつても、あえてこういう確定的な言葉を使ひつて、事実の確定がむづかしいという法文をつくられたことは、私は法の本質から、どうも非常に遺憾だ、こういうふうな思ひわけでありまして、なぜそう

した不明確をあえてしてまで、これをつくらなければならなかつたか、もう一度文部省の確信をお聞きしておきたい。

○柴田説明員 この戦争中に発生した著作権につきましては、すべて戦争期間中だけを除外しなければならぬ、こういう解釈は、條理上とれないところでございます。そして、そういうふうな著作権につきましては、その著作権が発生した日から講和條約が発効するまでの期間だけを除外すればいい、こういうふうな考えであります。ただ、その場合、著作権の発生した日ということ、は、いわゆるベルヌ條約加盟国としては、その著作物がなされた時から発生する、こういう考え方でございます。それを発行日だとか、あるいは上演、興行された日というふうには、はつきり明示をしないと、使用者の加算の立場からすると、これは非常に都合がよいのであります。文部省としての最初の案としましては、戦争中に著作権が発生したものは、その著作物の発行あるいは興行された日から平和條約の効力が発生するまでの期間を除外する、そういうふうな一つの案を考えたいわけでありまして、しかし、先ほど申しましたように、ベルヌ條約加盟国の著作権の発生という言葉は、著作物がなされた時に発生するのでありまして、発行とか興行ということは、やはり正確な著作権の発生した日だから、何箇月、あるいは数年と遅れるわけでありまして、ですから、平和條約は、その期間をも要求しているのだから、それを考えないことは、平和條約の違反になりますから、文部省の最初の案は、どうし

ても平和條約違反ということが考えられるので、明確な規定を案はあけることができないわけでありまして、これはなほ遺憾とした表現でございまして、けれども、著作権の発生した日、こういうふうになつたわけでございます。そして、たゞいま浦口先生は、これはあるいは紛糾のもとになりはしないか、こういうふうな御質問でございました。けれども、しかし戦争期間中全部を加算する、こういうふうなところから考えますと、実はもと／＼損をしないのでございまして、ただ、こういうふうな解釈がある。たとえば、一年間だけ加算すればいいものが、あるはずでございます。それは十年間も加算しなくては済むのだ、こういうふうなことが、ここにきておるわけでございます。そして、そういうふうなものを防ぎたい。一年間だけ加算すればいいものを、十年間も加算するようにしては困りますから、ここでこういうふうな解釈規定を設けたわけでございます。

○浦口委員 外務省の方が来ていたようですが、いなくなりましたか……

○竹尾委員 あの人は外務省ではあります。ちよつとお知らせいたしましたが、ただいま外務省は、突然の要求だつたので、條約局長も課長も、きょうは都合が悪いので、次会にお願ひいたします。

○浦口委員 それでは外務省がおいでになつていないのでありますから、次会に外務省関係は申し上げたいと思ひますので、さうおとりはからいをお願いいたします。

それ、それ、委員長にお願ひをいたしまして理事各位にお諮りを願ひたいことは、この著作権の問題は、国

会にこの法案が出ましてから、毎日新聞の論説あるいは投書においても、非常に問題にされているわけでありまして、何か一部翻訳者とか、限られた出版業者とか、そういうふうな人の利害関係だけというふうに解釈もされていゝる面がありますが、これは日本の今後の文化輸入という点において、たとえば文学書を見ても、非常に輸入をする面が多い、むしろめくら貿易、片貿易というふうな形で、一般の日本の読者にも非常に大きな影響を持つた法律案でございます。しかも内容が複雑であります。参議院の参考人三人の意見を聞きまして、また参議院の委員諸君の質疑を逐記録で見ましても、非常に難解でわからぬということ、を、みなおつしやる。柴田議長は、二十何年間著作権と取組んでいられたので、おわかりかもしれぬが、参議院の議員がみなわからぬ。それから専門家の著作権協議会の中島健蔵氏あたりも、こういうむづかしい法律案は、かつて知らないというのを言つておられます。そこで、私はお願ひしたいのは、外務省を呼んでいただくこと、当委員会におきまして、参議院とは別な面の参考人をお呼びいただいて、ぜひ意見を聞き取りいただくことが非常に必要だ、こういうふうな思ひわけでありまして、参考人の人選については、私も一、二考えておりますので、あとで申し上げたいと思ひますが、とにかくこれは外国人の著作権を、平和條約十五條に基いて、日本が国際信義として、はなるとこれを紳士的に、道義的に有利に取扱つてあげなければならぬという面と、いま一つ、それによつて生ずる日本人の受ける利害については、

なるべく日本人に有利にこれを扱いたたいという、非常に微妙な問題をやらんでおります。しかも、この法律案の成立によつて、これを対外的にこのまますぐ実施が可能なかどうかというふうな点について、外交交渉にまつべきものが非常に多いと思ひます。国内法と違ひますので、どうぞひとつ参考人のことを御相談願ひまして、参考人の御意見もお聞きの上、慎重に御審議をお願いしたいと思います。

○竹尾委員 承知しました。

○小西委員 委員小西英雄君より文部大臣等に対し緊急質問をしたいとの申出があります。この際これを許します。小西英雄君。

○小西委員 昨年、講和に先立ちまして、インドのニューデリーにおきまして開かれたアジア戦後大会に、わが国より選手団を送りました。国民外交の実績をあげたことは、皆さんも御承知のことと存じます。また今年七月十七日より、北歐の都ヘルシンキにおきまして開かれるオリンピック大会に、日本を代表して、新開の伝へるところによりまして、百余名の選手団を送る運びになり、前々に進んでおりました。また予選におきまして、日本新記録が競出いたしました。われ／＼この選手団によつて日本旗のあげられる日を、大いに期待いたしております。政府も、これら派遣団に対する援助をいたしまして、率先国費より千五百万円という膨大な金を出すことを決定いたしました。この御承知の通りであります。この千五百万円という金額は、一昨昔の数字から見ますと、相当金額的には過太

なように考えられておりますが、実際にこれらに選手団を派遣することにつきましては、九千万円ないし一億円という金が絶対必要なのであります。それに對しまして、今日非常に差迫つた問題になつておりますが、まだ派遣費は幾らも集まつていない。これは今日の朝日新聞によりまして、報道いたしております通りであります。これにつきまして、飛行機代が四千万円あるいは四千万円ともいわれておりますが、これを拂います場合には、現在集まつておる金を合せまして、一千万円をこゝしかなければ、これではとてもオリンピックの選手団を安心して送ることができない。戦前におきましては、政府は選手団に對して五割内外の補助をいたしておつた実績にかながみずならば、もしその費用が集まらない場合には、文部省として、何かこの増額の方法を考えておられるかどうか。この点、まず文部大臣にお尋ねいたしたいと思います。

○天野國務大臣 政府としては、これ以上の配慮はむずかしいと考えております。

○小西(英)委員 スポーツも、昔と行き方が変わりました。日本が民主国家として發足以來、原則的にはこれが愛好者あるいは友好団体等の寄付でもつてやつて行きたいという考えを持つておりました。最近における日本の貿易の不振、あるいは国内産業の不振等がたたりまして、非常に難航いたしております。選手団は、すでにおおむねきまつたようにも承つておりますが、私たちがこの後援会の理事の立場をいたしまして、各会社あるいは協会、団体等に連絡をいたしてみますと、この寄

付金の集まらぬ理由をいたしましては、ただいまも申しました国内産業の不振という点が、最大なもののように思われますが、少しスポーツを今まで理解してくださいます団体あるいは会社等は、今年の派遣選手七十余名に對して三十余名の役員が便乗して行く、二人に一人の役員、監督を送らうとしておることを指摘しております。この役員、監督の数は、世界各國の選手団の構成から見まして非常に多い。これは各地の輿論の示す通りであります。選手団の役員は、一回は少しまりまして非常に激増して行つた。こゝういふ点につきまして、文部省は何とか監督する方法があるかないか。あるいは、そういうものはまつた文部省の関知しないところであるかどうか。大臣の御答弁をお願いいたします。

○寺中政府委員 オリンピック派遣団の中に、選手団に比して役員数が非常に多いというお話であります。この点につきましては、もと／＼オリンピック派遣は、日本体育協会の責任において派遣者の選任等をやつておるのであります。私も、もちろん相談しながらやつておるのであります。できるだけ御趣旨に沿うように、実質的に必要な人だけを派遣してもらひ、根本方針としては、そのつもりでやつて来たのであります。しかしながら、競技種目につきましても、いろいろな種類の競技がございまして、それについてコーチ、監督というふうなものが必要であります。また本部の間として、あるいは会計の仕事を担当してもらひ、あるいはその他の庶務をやつてもらひというふうなことで、ぜひこの人だけはやむを得まいという人だけを選ぶようにいたしまして、構成をいたしておるのであります。いろいろ／＼かわりも多いことである。ついで、ついでに人数になつておるというふうな事情でございます。なお、今日派遣がきまつております人につきまして、あるいはそれほどの必要がないのじやないかというふうなことがあります。注意もいたして行きたいと思ひますが、現在のところといたしましては、大体今日選任をしておる程度で、やむを得ないのじやないかと考えております。

○小西(英)委員 九千万円必要であるにかかわらず、現在五千五百万円しか集まつていない。もう日にちも非常に切迫をいたしておりますので、できない場合には、一人の監督をつけて、二人に對して一人の監督をつけて、その構成をやめぬという理由について、私たちは非常にふしぎに思ふのであります。またその集まらぬ原因をいたしましては、昨年のアジア競技大会に出席の際に、淺野團長がその人選に當つたのであります。淺野團長の意見はもと／＼とらしく、第一番に選手団に加わる役員選手ともに、まず人格高潔であり、そして第二は、国際水準に近い者、第三項目をいたしましては、國際人として應對できる人、この三項目をあげまして人選の基準にいたしたのであります。ちよつと酒を飲んだあはれるというふうな場合には、これを除名せしめたにかかわらず、この淺野團長は、私たちがインデにおいて選手団から聞かされたのではありませんが、刑事被告人をいたしまして、

て、医者の立場でありながら、麻薬の販売等の罪に該當いたしまして、第一審には懲役八箇月、それに罰金加わつておりました。第二審に参りまして、さらに懲役四箇月、現在上告中か、あるいは恩赦に浴したかどうか知りませんが、こういう團長を送ることについて、當時文部大臣は、それを知つての上でこゝういふ人選として派遣したかどうか、こゝういふ点について、大臣の御答弁をお願いいたします。

○天野國務大臣 一体日本体育協会というものは、民間団体でありまして、文部省は、そこまかいことまで、一々さしずはいたしていません。さしずは、今の團長のことについては、全然存じておりませんでした。

○小西(英)委員 民間団体に對しまして、國費を充當する場合における権限というものは、當然文部省にあると私自身では考えております。そうして、これは國際的な重大な一つの國民的行事でありまして、今の文部大臣の答弁からいいますと、小さい問題に關係は、もと／＼大臣はないと思ひますが、運動厚生課長といふものは相當出席いたしまして、それらの人選に當つておるようにも考えております。これらの課長あるいは局長等から、そういう報告があつたもの、かないものか。また現在それに対して、私たちはそういう事故があつたので、スポーツ議員連盟でも、寄合の際に、協会に對して、今までもあつたことはやむを得ぬが、今後こゝういふことがあつた場合には、選手団に對するいろ／＼な不満、寄付行為等につきましても、われ／＼は大げらに言えないのであるから、こ

ういふような落んだ点には追究しないが、今後考慮されたといふことを申しとおきましたにかかわらず、その淺野團長は、初めの人選には本部役員として載つていなかったが、ごそ／＼と、あとから追加々々といふこと、現在役員がふえておるのであります。このままではどうもおかしくなれば選手より役員が多くなるのじやないかと、スポーツに關心を持つておる者は考へておるのであります。こゝういふ点について、大臣は、今後なおこの前の團長を本部役員として送るかどうか、こゝういふ点について御答弁をお願いいたします。

○天野國務大臣 國費をもつて補助をいたしておりますから、その限りにおいては、文部省が発言権を持つておることは、おつしやる通りでございます。ただ私は、その團長のことについては、これまで何も聞いておりませんでした。しかし、今おつしやつたことについては、今日伺いましたからして、よく調査をさせてみたいと思つております。なお詳しいことは、御必要でしたらば、局長から答弁をいたさせていただきます。

○小西(英)委員 局長においては、直接の部下の課長より、そういう詳細な点について私は聞いておると思ひますが、もし聞かないといふたしましただならば、その課長は職責を十分に果たしていないといふことも越言でないのではありません。局長からそれに対する答弁をお願いいたします。

○寺中政府委員 今度派遣の予定になつております淺野均一氏であります。この方の問題につきましては、終戦直後のころの麻薬取締關係の問題

といたしまして、実は裁判問題になつておつた次第であります。論点は二つでありまして、麻薬を持つておつたものを申告しなかつたということ、その麻薬を処理したということでありまして、これについて、最初第一審におきましては、取調べは非常に大まかだつたのだらうと思いますが、有罪になりました。第二審の高等裁判所の関係におきましては、第一点の麻薬を申告しなかつたという形式犯の関係は無罪になり、それから処理の問題につきましては、四箇月の懲役ということになつて、執行猶予がついておつたのであります。これを検事と弁護人と両方から上告いたしまして、最高裁判所において最近、三月二十八日に判決が下つたところにおきましては、実質的な麻薬処理の関係においては、無罪ということになつたのであります。これは旧法を適用するか新法を適用するかというふうな論点からいたしまして、最高裁においては、はつきり罪がないというところになり、また届出の関係、形式犯の関係におきましては、もう一度高等裁判所において再審をせよということ、さしもしなつておるのであります。そういうことでありまして、現在のところ形式的にも実質的にも責任がない、一方はなお審理の必要があるという形になつておるわけでございます。いろいろ実質的に人格等を云々されるほどの重大な問題ではないかと思ひますけれども、しかし、とにかく一応裁判事件になつておることでありますので、なおよく経過を見なければ、派遣するについての可否を判断するわけには行かないと思ひます。しかし一方淺野氏は、陸上競技連

盟の関係で、また前のアジア大会のとき、日本の筆頭の評議員といたしまして、代表的な活動をした関係にあるのでありまして、今度の大会において、一九五四年のアジア大会についての打合せ会議が行われる予定になつておりますので、それに出席する方というたしましては、最も適任である立場におられるのであります。そういう関係からいたしまして、もしそういう裁判の関係等がなければ、ぜひ派遣したい立場にあるのであります。そういう点をにらみ合せて、なおよく体育協会と相談をいたしてみたい。実は今日も相談を進めておるような事情になつております。

○小西(英)委員 社会教育局長の私たちに對する答弁たるや、まづたく不誠意というか、体育協会を非常にかばつての言ひ方でありまして。体協の立場をかばり連中からいたしますならば、あれは法律の方が誤つておるのだ。そういうふうな日本の法律が誤つたとき宣伝すらしめておることを、ちやうど請負りしたやうな、文部省が何らこれに對して責任を感じたやうな答弁ではない。そういうふうな考えで、あるいは寄付、あるいは選手団を派遣するにしたら——これは前体育局長が現在向うにおられるため、あるいは前任の課長が体協の幹部をいたしておるために、体協内におけるややく言われておる問題が、今日まで表面に出ておりません。この寄付金に国民が相当な不満を持つておるというところは、事実でありまして、私たちスポーツ議員連盟の一員といたしまして、スポーツ団体の一員といたしまして、これについては重大関心を持つておりますが、こ

う点について、現在の答弁では不十分であります。こういう問題は、國際的行事であるので、もつと監督権の強化、あるいはこれに對する再考を促したい。先ほど来の社会教育局長の答弁では、満足しません。裁判官のはつきりした判決理由を、われわれは読んでおるのであります。これに對して、さらに深く追究したい点があります。私の質問といたしましては、この程度にとめておきます。しかし、再度文部委員会に、その代表者である淺野氏、あるいは当時の日本体育協会長等をも呼びまして、私たちはあくまでこれに對する明快な答弁をお願いしたい。そうしてヘルシンキ大会を前にして、はおかむりで行きたくない。われわれのところへ、何とか妥協点を見出すべく個人的に連絡もありましたが、私たちは承服できかねるのであります。

○竹尾委員長 委員浦口鉄男君より、オリンピック等に対して、文部大臣等に対し緊急質問の申込みがあります。これを許します。簡単にお願いします。浦口君。

○浦口委員 明年の二月、北海道の札幌で開かれる予定になつております世界スピード・スケート選手権大会について、文部大臣にお尋ねをいたします。これは申し上げるまでもなく、今年の二月、オスロで開かれた世界氷上連盟総会予備会議において、昭和二十八年二月上旬開催の世界スピード・スケート選手権大会は日本でやつたらしい、こういうことがあらかじめ決定されておるわけでありまして、もちろん、本決定は、来る六月ブラッセルにおける総会において決定されるのであ

りますが、今年の予備会議において、十七箇国参加国全部が賛成をいたしております。ソ連邦も、数十名の選手を派遣するということを、当日の会議において非常に喜んで声明しておるものであります。そこで、この問題については、文部当局も、運営費における国庫補助の問題と設備費の起債の問題について、陳情をお受けになつておるかと存じます。これは大蔵省あるいは地財委の方面にも、各方面から運動が續けられておまして、国会におきましても、林議長を中心として、星島氏、西村大蔵政務次官、今村文部政務次官その他が、非常に努力をされていただいておるのであります。現段階において、文部当局といたしましては、これにどうした措置をされようとしておるか、お見通しを一応承りたいのであります。

○寺中政府委員 北海道においてスピード・スケート選手権大会が行われる予定になつておるのであります。これについて、その設備費その他運営費の国庫補助、あるいは起債認可の申請があるものであります。これは予算的に、実は昨年の時期には考慮されていなかった問題であるために、予算的措置がとられておらなかったのをごさいます。ただいま浦口委員のおっしゃるやうに、世界的な規模で行われるもので、各国も非常に熱意を持って参加するといふ事情になつて来ております。日本といたしましては、こういう世界的権威のある大会のことでありまして、財政的措置を講ずべく、事務的折衝を續けておるやうな事態になつておるわけで、私どもとしましては、でき

得るなら、これが実現を期したいと考えております。

○浦口委員 もう一言——世界選手権大会が、戦前においても、また戦後においても、初めて日本において開催されようといふことでありまして、この点、文部当局といたしましては、予算その他において、たとえば大学学術局における研究費が非常に少いとか、振合以上から申し上げますと、いろいろ御議論もあると思ひますが、こうした独立心はつきりと確立したという踏み切りが見えない、こういうふうにおつしやつておりますし、こうしたスポーツを通じて、日本の独立性というものを、日本国民がはつきりつかむということ、私は非常に意義があることだと思ひます。しかも、大蔵当局においても、外貨が相当落ちるということも予定をいたしまして、大蔵大臣は、予備費によつて何とかしたいというやうなことも言明されておる段階でございます。起債につきましては、現在の地方財政法では、わくに入つておりませんが、別わくをもつてつくりたいというところを、努力していただいております。現段階でございます。しかし補助は、結局最後は文部当局の費目になると思ひますので、そういう点で、文部当局に、決定に至るまで特段の御努力をお願いしたい、こう思ひかけであります。

○竹尾委員長 緊急質問の申出がもう二件ございしますが、これ以上はちよつと時間の関係で、とうてい許されませんから、御了承願ひます。

委員坂本泰良君より、教科書問題に對して、文部大臣等に緊急質問の申出

がございます。これを許します。坂本泰良君。

○坂本(泰)委員 せっかく大臣がおいでになりましたから、お聞きしたいのは、一昨土曜日の七日の東京新聞に「教科書に不正取引」という大きい見出しで出ておるわけでございますが、その内容は、展示会について、相当の懸念その他が行われた、そこで公正取引委員会から教科書懇話会という団体に警告を発した、そうしてその旨を文部省に通達をした、そういうようなことが載っておりますが、この教科書の問題につきましては、昨年の、第四回が忘れませんが、教科書の出版に関する保証金の三分を、一分に軽くするという際に、教科書の原価計算というものが出来まして、その原価計算の中に展示会の費用が含まれている。われわれは、営業政策上やる展示会の費用を、公然と教科書の原価計算の中に入れては、不当であるという見解を持っていたのですが、原価計算の中に入れて、そうしてな相当の利益を得るから、それによつて競争ができて、弊害その他が行われる、こういう状態になつておるのではないかと。そうしてまた教科書懇話会の河村幹事長の談話が載つております。今年は大丈夫だと思つたが、今年は大丈夫だと思つたという事は、以前には相当いろいろことがあつたということが推察される。従つて、この問題について、大臣はどう考へておられるか、またどういふな処置をされるか、承りたいのであります。

○天野国務大臣 教科書の重要性という事については、申すまでもないこと

とで、教科書についてこういう不正が行われるなどということは、確かに困り切つたことだと思ふ。私はまだ局長によく会ひますが、ありませんものから、十分尋ねませんが、これはよく調べて、そういうことのないようにやらなければいかぬと、強く考へております。

○坂本(泰)委員 教科書懇話会には、倫理綱領があるにかかわらず、そういうことをやつた。倫理綱領というものがあつたわけですが、これは懇話会の業者間内部の倫理綱領か、文部省においてこれを知つてやつておられる、関係をしておる倫理綱領か、その点ひとつ伺いたい。

○天野国務大臣 私の了解しておる限りでは、それは業者の中の自願協定でございまして。

○坂本(泰)委員 この点については、私もまだ調査が十分できておりませんが、こういう問題が四段抜きで大きく出ているというものは、われ／＼文教の汚辱だと思ふのでありますが、教科書というものは教育の根本の資料でありますから、この制度の問題並びにこういう問題が発生した以上は、これは相当厳格に調査をお願いしたい。これで終ります。

○竹尾委員長 委員坂本七郎君より、新潟大学新発田分校の問題について、文部大臣等に対し、緊急質問の申出がございまして。この際これを許します。坂本七郎君。

○松本(七)委員 ごく簡単に、委員長から一つだけと言われましたが、一つつけ加えて、二つほどお伺いいたします。

最近、新潟大学の新発田分校を廃止して、警察予備隊に接収されるというやうな問題が起つて、新潟から陳情が来ておるのですが、国会といたしましては、教育施設の優先返還並びにこれを他に流用しないという決議案を、全会一致で先般通過させたばかりのやうきだけに、重大な関心を持つておるわけですが、詳しいことは、また他の機会に譲るといたしまして、大臣の御かれおるこの問題に対する経過と、今後どういふやうに処置をされる御方針であるか、決定されておるならば、これを明らかにしていただきたい。

○天野国務大臣 こういう点について、まず御了解を得ておきたいのです。私は、学校施設、教育施設が警察予備隊に使われるというやうなことが、今後あつてはいけないという事について、大橋国務大臣とよく話してあります。それからまた、地方では、警察予備隊を誘致したいという希望のあることがありますが、そういう場合にも、まず私に連絡してもらいたいという事を、大橋国務大臣と御相談を申して、その二つのことを前からはつきりさせておきます。この新発田の問題は、決して学校施設を警察予備隊に流用するということではないのであります。なぜそうかと言いますと、新発田の分校を新潟大学に併合する、統合するということ、文部省の中にあります大学設置審議会において、すでに決定して、昨年新潟大学の方にそのことを連絡してある事柄なんです。そういうやうに、以前からきまつておることなんです。そこへ警察予備隊という問題がからんで来たという事を、私どもは非常に遺憾に思つておるわけ

あります。だから、その方針はかわらない。これは全国にわたつて行われる大学の整備統合計画の一環をなすものでございまして。しかし、こういう問題が起つて来た以上、あたかも警察予備隊が学校施設をとるやうな疑い、あるいは誤解を世間に起すことはいけませんから、そういう点については、十分注意をいたしたいと考えております。

○松本(七)委員 この問題は、大臣御指摘の通り、私の調査したところによつても、二つの面があると思ふのです。元来統合しようという方針で進んでおるところに、警察予備隊の問題がからんで来たというので、より複雑になつておるやうに思ふのですが、統合すること自体についても、非常に広いあつちの県の特長事情から、現在その分校に入つて遠くから通つておる学生の実情などから考へて、相当の猶予期間を持つて実施して行かなければ、やはり無理があるのではないかと。やうな点もいろいろございしますが、この問題は長くなりますから、また別の機会に譲りたいと思ひます。

もう一つの問題は、これは直接文部省に關係することではないのですが、教育ばかりではなしに、いろいろな問題とからんでおるやうなので、何らか文部省として調査なり処置をやつていただけるものかどうかというのを伺いたいのです。実は、本社が大阪市にございまして近江絹糸紡績株式会社というのが、私立の高等学校を持つておるわけですが、これは私立の定時制高等学校でございます。場所ははつきりしたところとはちよつとわかりませんが、彦根市でございまして。ですから、これは県の教育委員会が教育行政を担当して

と思ふのですが、問題を簡単に申し上げてみますと、その中の教育課程の問題等にも、いろいろ問題があるやうであります。と、とにかく認可されて、私立学校として二十三年ですか、発足して、非常に実習が多いというので、そこに紡績会社に働ながら通つておる生徒が、よその普通の公立学校に転校する者が非常に出て来た。そうすると、表面は勤務成績が悪いというやうなことになつておるやうな感じが、いろいろな察から学生に対する働きかけ等を見ましても、明らかに、転校したこと理由にして就学しておる事実が上つておるわけですが、これが最近問題になつておりますので、こういう問題が起つた場合に、その行政を担当しておる県の教育委員会あたりにまかせきりにされるのか、あるいはどういふやうな問題を含んだ教育上の問題が起つた場合には、かりに私立の高等学校であつても、文部省として何らか乗り出す御意思がございりかどうか、そういう点を伺つた上で、今後われ／＼はこれに對処して行きたいと思ふ。この点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○天野国務大臣 これは私立学校でございまして、直接の監督者は、教育委員会ではなくて知事でございます。だからして、直接文部省がそれを監督するわけではございませんけれども、教育に關することでございますから、一応調べてみて、私の方から知事の方に何かの申出をする必要があれば、申出をいたしたいと思ひます。

○小林(進)委員 今の前の新発田の問題でございまして、これは昭和二十五年の三月に、新潟県の県会では、どう

をいたしております。今年の一月、またその決議が具会で再確認をせられ、特に国会にもその問題の御協力を願いたいということ、われ／＼もその存置の問題の請願書に署名をいたしておりまして、存置方に關して、住民に対する一つの責任を持つてゐるわけでありまして、それが今の文部大臣の御答弁で、何かもはや既定の事実であるかのごとく御答弁になつております。時間がありませんで、私はそういう言葉は省略いたしますが、ともかく、この問題は、住民をあげて、あるいは大まかに国家的に關心を寄せられる非常に大きな問題でありますので、文部省も慎重に考えていただきたい。その一つの具体的なお願いをいたしまして、現に参議院では、参議院の文部委員諸君が出席して行つて現地を見て来て、そして参議院の委員会でも取上げてゐる形でございまして、ところが文部委員会でも出て行きました調査の仕方にも、われ／＼聞くところによりまして、何かへんげである。視察に行つた国会議員が、一方の反対陳情のそういう大会に飛び上つて演説をぶつて来たというやうなことで、その視察自身にも多くの疑問があるやうな形でございますが、こうした一つの争ひのうず巻の中に、文部省がただ中央部にいて、とかくの意見を聞かしてゐるのは、非常に足りないものであります。できれば文部省でも、大臣がおいでになれないならば、次官あるいは当面の局長等々の権限のある方が一応現地に於て、率直に現地の空氣、輿論の空氣というものを視察していらつしやるのだの熱意とお親切が一体おありにならないのかどうか。できれば私は、

行つて現地を見て来ていただきたいと思ふのであります。これに對する大臣の御返答を承りたいと思ひます。
○天野國務大臣 小林委員のおつしやるように、私も、これを非常に慎重にやろうと思つております。目下局長が向うに滞在して取調べております。
○竹尾委員長 今緊急質問が、小林委員よりも出てゐるのですが、小林委員の質問は教育委員会法の一部改正に關することださうでありますから、これはこの次の委員会でも質問を始めていただこうと思つて、その際にひとつお願い申すことにいたします。
そこでもう時間がないのですが、ほんとうに短かくやつてください。
○若林委員 ただいま問題になつておりますことで、二点だけひとつ御参考資料として申し上げておきたいと思ひます。
第一点は、新築田の問題であります。非常に大問題だといふお氣持で御発言になつておられますけれども、過般前文部委員長である方と、それから前々々文部委員長である方と、党の文部部長をやつておられます私とが三人、新潟で工業高等学校會議がありましたので出かけたのであります。私は有力ではないのでありますけれども、他の二人はきつめて有力な、力を持つておられる方でありまして、大学當局へ、来ておるが、半日時間があるからといふことを連絡したしたのであります。見てくれとも、車をよこそうと、あいつに、何らの陳情がないのであります。そのことだけを一点、ここにはつきり申し上げておきます。それから、警察予備隊の校舍に關連

してのことではあります。非常に有力なりつばな御発言を、松本委員からせられたのでありますけれども、私はここに文部當局に御注意を促しておきたいと思ひます。それは、校舎は接収はしませんけれども、その大学などのそばに警察予備隊を設置するといふことは、將來に軍大の影響のあることを、將來の問題として考えていただきたいと思ふのであります。同じやうな年ごろの、同じやうな性質の——教育と警察予備隊とは違ひますけれども、一種の警察予備隊としての教育を施さなければならぬ、一つの學校のやうな感じがするものであります。そういうものが同じ場所に、あるいは近くにゐると、非常に影響があると思ふのです。東京の小学校など、特許街が問題になつたと同じやうに、非常に教育を阻害するおそれがある。一つの例をとつてみますと、京都の大学の伏見分校と申します。あれは火藥工廠を使つての校舎になつておるのであります。決して大学の使つておる分を、接収しようとするのではないのでありますけれども、余分の余つたところの同じ建物を、使つて警察予備隊が存置せられた。これがその周囲の社會環境にも影響を與えます。同時に、ひいては学生の心理的な面にも、非常に影響を及ぼしておる。將來も、こういうことが多々起ると思ふのであります。それから、もう一つ、なことのやうに、また避けるやうに格段の御努力をしていただきたい。そういうことに關連しまして、当面の問題になつておられます京都の大学などを、一応御調査くださいまして、こういう影響があるから、將來これは慎む

べきことだ、避けるべきだといふ結論などを出していただきまして、御善処あらんことを希望しておきたいと思ひます。
○小西(英)委員 この際われ／＼は、今度のヘルシンキの大会の派遣費について、大体見通しがあるやうな、ないやうなことが、毎日の新聞にも出ておりますが、非常に不安がつております。われ／＼代表を送るのに、不安のもこと行つてもいたくないので、政府がいろいろ答弁いたしましたやうに、千五百万円以上を補助せぬといふならば、足らない場合には、どういふ考で日本体育協会は選手を派遣するのであるか、その点について、まず東体育協会の、それから今度の派遣団長に予定されておられます田畑團長、それから前團長の淺野氏、今回派遣されんとする三役員を當委員会に参考人としてお呼びくださることを、委員長にお願いいたしておきます。
それから文部當局に對しては、今の社會教育局長の答弁では、現在一方的に——裁判の記録を讀んでもらいたうなものであつて、大して何もさういふやうな法律といふものは、どうも形式的なものであつて、いふやうな關係になつておるやうに、私たちは聞かされたのであります。それから、私たちが聞かされたのであります。それともう一点は、そういうやうな形式犯罪においても、この際は無罪になつておるのであるから、派遣することについては何らさしつかえないと言われるかどうか。それに、つて私たちは、スポーツ議員連盟、あるいは私たちの國會対策等において、これは一つの重大なる國際行事で

あるので、政府は関知なくとも、われ／＼國民の一人として相當關心を寄せておるので、その点について明快なる答弁をお願いいたしたいのであります。
○寺中政府委員 三月二十八日に行われましてこの問題についての最高裁判所の判決の本文を申し上げますと、原判決は破棄する。本件を東京高等裁判所にさしもどすといふことになつております。その理由は相當長いのであります。結論的に「原判決は法令の解釈適用を誤つた違法あるものといふべく、右違法は判決に影響すること明らかであるから、論旨は理由があり、判決は破棄を免れない」といふことになつておる次第でございます。そこで、なお淺野氏を派遣することの當否については、現在体育協会と協議中でございます。
それから、オリンピックの資金が集まらないで、非常に不安であるといふお話がございましたが、これについては、私も心配いたしました。これについては、私も、その資金は各地方が中心で集めまして、地方庁の方で相當集まつており、また集まる可能性を持つておるのであります。中央に對する報告を、実はわざと差控えておるといふことが、他の方の振合ひ等を見まして、まだ中央に報告をしていないといふやうな事情があるやうでございます。實際派遣するといふまじやうなれば、相當額が集まり、またその点の不安がなく、なるであらうといふ見込みを一応持つておる次第であります。
○小西(英)委員 資金の面については、まだ結論が出ていないとのことですが、もし私たちが必要な九千

うした機軸の改革を見ますと、文部省が非常に弱いということを感ずるのがあります。寺中社会教育局長も、そこ

におられますが、かつてどうもおつき合ひで整理しなければならぬということになるだろうと言われたこともある。私は、それはじょうだんだろうと思ひますが、どうもそういうおつき合ひでみんな整理しなければならぬということはおかしいと思ひます。

そこで伺ひたいのは、若林委員、水谷委員の御質問と同じで、五人を三人に減らすことには反対であります。それとも一つは、われ／＼聞くところによりまして、これは松本委員の御発言にもありましたが、数を減らすことによつて、これが私物化されるという危険が多分にあるということ——、事実そういう動きをわれ／＼は聞いております。そういう一部の人が、この委員会を私物化せんがために文部省に圧力をかけておる。これがどういふ種類の人かということ、ちよつと申し上げかねますが、そういうことも、世間では相当強く言われておりますし、文化財という性質からいつても、骨董屋との結びつきとかいふことから考えて、そういうことは非常にあたりがちだと思ひます。そういう点からも、私は減らすということは、非常に考えなければならぬと思ひます。

いま一つは、今まで五人の有給委員が、次官級の俸給をとりながら、あまり精勤でなかつた。全体とは言へないといひますが、ある種の人は非常に出勤もなまけていた。だから、これは減らしてもいいんだ、こういう意見もあつて、私はこれは逆に考えます。そういう人は、どん／＼やめてもらわなければならぬと思ひますが、むしろそういう弊害があればこそ、人間はかえても、またかりに俸給がなくて実費

弁償であつても、こうした文化財に熱意を持ち見識を持つておる方は、私は幾らでもあると思ひます。要は人選の問題になると思ひます。それであればこそなおさら、もし予算の面で支障があれば、予算の方は減らしても、人材は集められると思ひます。文部大臣は、有給でなければいい人が来ないだろ、こう申します。これも一面の見方でありまして、従来の委員が、有給でありながら非常に不勉強であるといふことが言われるので、私はこれは必ずしも有給、無給の問題ではないと思ひます。その点について、大臣の御意見を伺ひたい。

○天野國務大臣 私はどこからも圧力などは受けません。圧力を受けて、それして、できないことをかまわずやれ、そういう考えはございません。三人でできると思つたから、これでやつたのです。ぜひ文化財保護委員というものをこのまま存置したい、ここに私の力点があつたわけでございます。従つて、専門委員を置きさえすれば三人でできると思ひますから、それで私は三人ということにいたしましたわけでございます。

○浦口委員 第五條の二項を削つたことにつきましても、われ／＼いろいろ疑問を持つております。そこで承りたのは、この改正全体についてでございますが、聞くところによりますと、国宝の指定は第二回を終つたと言われおられますが、あとの程度残つておられるのか。また文化財保護委員会の特殊性は特殊性として認めるが、その使命が一段落したから、これは一般の行政機構の改革ともならみ合せて、ある程度の権限縮小、人員の削減はいいの

だ、こういうふうにお考えになるのか、どうしてもおつき合ひでしかたがないと言われるのか、実質的に減らしでも使命は達成できる段階に来たんだ、こういうことであるのか、この点を伺つておきたい。

○天野國務大臣 私は、もうここまでやつて来たから、ここで人数を減らしてもいい、そういう考えではございせん。三人にしても、専門委員をつくれればできるという建前と、これを存置したいから、それで三人にしたわけでございます。

○長野委員 大分、数の問題があるようにですが、委員の数を五名にすることにしましては、本法案の成立当時において、よほどこれはやかましい問題もありましたが、結局五人がよからうというところで、五人になつたのであります。今ただちにこれを三人に減すというところについては、よほど考えなければならぬ点がありはせぬかと思ひます。たとえば、文化財の問題は、浦口君も言われたように、あるいは寶屋を設けてこれをどうこうするとか、あるいは古物商や骨董屋との関係云々とか、よほど微妙なところに糸を引いて行くことにもなりやういのであります。そういうことも、この問題の當時には、小委員会などいろいろと論議されたこともありまして、それで私考するのには、こういうきわめて微妙な問題に触れることは、心理的に考えても、人の心の動きから考えましても、三人ということは、これは政治上、たとえ西洋史をひもとく、東洋史をひもといてみても、独裁制に至つたところの問題であります。三人では、必ずこれはけんかになる。それだから、こうい

う政治的問題は、五奉行とかいうふうに、五という数字が必ずいる。五人いるというところは、一番円滑に問題を解決することが出来る。最近某政党内も、五人以上の委員を出した場合は、現に失敗に終つております。私は最も穩健な、最も合理的な自然的な五という数字は、できるだけひとつ保存をせられるように、文部大臣も御盡力を願ひたいと思ひます。およそ世の中、人間についてもそうです。指でも必ず五本です、四というところではうまく行かない。どうかこの辺のところは、よくお考え願ひたい。

○竹尾委員 他にございせんか。次会は明後十一日午前十時より始めたいと思ひます。会期も切迫しておりますし、どうぞ皆様方の十分なる御協力を期待しております。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十二分散会